

時事新報

時事新報

封建歴史の編纂

明の歴史を耀て

る國にて如何なる事情あるを問はず其進歩規則には必ず一定の規則ありて此規則の外に洩るゝものは非ざるあり何とか一定の規則と謂ふ曰く文明は其進歩するの

即ち文明なるものは製作物にあらずとして成長するものなり蓋し製造物とは事物の有様斯くあるべしと人意を以て禁め模型を想像し書き此模型通りに製作して嘘嗟に其達文に應すること恰も裁縫師が種々の身財格好に思ふて衣服を仕立て靴師が色々の足形に従ふて靴を製るが如く大小廣狹そぞ意の如くム料理して滴合を誤

よらざる種類のものなりと雖ども所謂成長なるものは
あち然らず自然生々の物より其發達を促し何
ほどに骨折り氣と揉むと雖ども先天性程度遲速あるの
か事物元來の性質成行きに各特有の事情さへ伴ふも
あれば容易く憲れ如くあるものにあらず之れと譬へ
草木の如し發達に一定の順序ある又その上に種々の
情に纏はれて常に人意の如くならず蓋し豪駄が植物
養の術よ長じたりと謂へる先此この一定の順序す罔

此の事情とを熟知して巧に之れに應じたるより外あらざ
べし左れば一國文明の先導者となり國民の耳目とみ
學者經世家が須らく先づ其國民進歩の程度ハ如何あ
ものあるやを確かむるは勿論、兼て又古に遡りて其
土の性質、政治、法律、軍備、農工商は如何其國民の學
風俗嗜好智愚ハ如何と一々精密に吟味して其國特有
性質、周圍の事情即ち所謂發達進歩の原因土臺ども
此のものと云ふ

の如く經世の要は古來その國の政治、人民の習俗等
を知るに在りとして之を知るの法如何と尋れば歴史に
そるの外工風ある可らざるや明あり然るふ我國古より
西し又東し制し得可され限りは其性質事情の妨害
あるべき所と抑制し、補助し得べき丈けは人意は智
を以て補足するの工風肝要なる可し即ち一國の文明
培養する棗駄の事なり

り史類少なからずと雖ども其所記多くは政法軍事のみに偏して學事民事等の記は甚ざ粗なるのみならず史家にして全く之を度外視する者さへあきにあらず源氏の筆に成りたる日本外史の如ひは史中の錚々たるものあれども其記す所は専ら王室將門の歴代軍國政事の沿革の点にして數千百年間の民事學事等日本國全體の有様を知るんとするには尚ほ隔靴の悽あきを得ぞ日本外史にして斯の如玄他推して知る可きのみ左れば今神武開國以來日本真正の歴史編纂は頗る一切なれども近古以前は漢と見て知り難きもの少あからず殊よ其材料さへ之を築るに難ければ他年の業として姑く之と断念「貴めては今日種々の材料を求るに易くして正確真正に歴史を編纂し得るの時代即ち近古徳川の封建史の点にても速に編纂せんみとは學者れ社會に取りて甚だ大切に

第一條 本條例ニ於テ締約國ト稱スルハ既ニ帝國ト犯
罪人引渡し條約ヲ締結シ若クハ今後締結スル外國ヲ謂フ
「引渡犯罪ト稱スルヘ外國ト締結シタル犯罪人引渡條
約」ニ「掲タル犯罪ヲ謂フ」逃亡犯罪人ト稱スルハ締約國
ノ管轄内ニ於テ犯シタル引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケ
若クハ有罪ノ宣告ヲ受ケタル帝國臣民外ノ人ニレテ帝
國ノ管轄内ニ逃遁シタル者又ハ逃遁シタルノ嫌疑若ク
ハ逃遁セントスルノ嫌疑アル者ヲ關フ但左ノ場合ニ於
テハ帝國臣民ヲ包含ス」一 帝國ト請求國トノ犯罪人
引渡し條約ニ交互其臣民ノ引渡チ爲スヘキ條款アリト
二 犯罪人引渡し條約ニ交互ノ任意ヲ以テ其臣民ノ引渡
請求ニ應スルヲアルヘキ旨ノ條款アリ且請求國ニ於テ
同様ノ場合ニハ自國ノ臣民ヲ引渡スヘキ旨ヲ申出ナダ
ルトキ○第二條 締約國ヨリ逃亡犯罪人ノ引渡請求ア
リ之カ引渡ノ目的ヲ以テ其手續ヲ爲スルハ本條例ニ定
ムル所ノ條款ニ據ルヘキモノトス○第三條 左ノ場合ニ
於テハ逃亡犯罪人ヲ引渡スコト得ス」一 引渡ノ請
求ニ係ル者ノ所犯事上ノ犯罪ナルトキ○二 引渡ノ

も封建の活歴史たる故老先生は尙ほ今日に生存するこそ幸なれ就て事實を質すみと誠に容易なる可ければなり然るに此故老は是れ百年の故老にひらず二十年を侍たずして北邙に塵と爲る可き身なれば今日の好機會を空みて故老の知見を利用せざるは實に今の經世策の急漫のみあらず日本國千載の遺憾いわんと云ふ可し即はれ我輩が封建歴史編纂の事業を今月今日に急ぐ由縁あり

第千六百五十九號
明治二十年八月十一日

請求ハ實際政事上ノ犯罪ニ付審問シ若クハ處刑セント
スルノ目的ニ出アタル旨チ本人ニ於テ證明シタルトキ
○第四條 逃亡犯罪人其引渡請求ニ係ル犯罪外ノ事件
ニ付帝國內ニ於テ告訴告發ヲ受ケ又ハ處刑中ナルトキ
ハ無罪又ハ刑期満限若クハ其他ノ事由ニ因リ釋放セラ
レタル後ニアラサレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス○第五條
帝國ト外國ト犯罪人引渡縦約ヲ締結シタルトキハ逃
亡犯罪ハ已其者ヲ以前

告訴告發ヲ受ケタル罪ヲノ法律ニ據リ被證據アリト認メ者ノ場合ニ於テコトヲ認メタルノ宣傳ヲ受ケタル

亡犯與ノ人ノ犯時其締約以前ニ係ル、雖モ該締約國ノ請求ニ應シ其引渡チ爲スコトアルヘラ〇第六條　引渡犯罪ニ付帝國裁判所ニ於テ締約國裁判所ト均シク裁判權ナ有スト雖モ若シ司法大臣ノ意見ニ於テ其審判ヲ便ナラシメンカ爲メ逃亡犯罪人ノ引渡チ可トスルトキハ之ヲ引渡スコトアルヘシ〇第七條　本條例ニ據リ發シタル總テノ逮捕狀ハ帝國內何レノ地ニ於テモ効力アルモノトス〇第八條　一逃亡犯罪人ヲ二國以上ノ締約國ヨリ各其國ニ於テ犯シタル罪ノ爲引渡請求ヲ爲シタル

間ニ特別ノ約款訴告發ナ受ケテ認メス〇第二十ノ爲メ引渡シナ及附屬書類ニ其之ヲ外務大臣ニシタル後何人ナ限内ニ之ヲ帝國ニ於ア正當ノ事

トキハ最初請求ヲ爲シタル國ニ之ヲ引渡スヘン但其請求ヲ爲シタル締約國間ニ特別ノ約束若クハ協議アル場合ハ此限ニ在ラス〇第九條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ 一名若クハ二名以上ノ上席檢事ニ命シ逃亡犯罪人ヲ假ニ逮捕スル爲メ附錄第一號書式ニ依リ假逮捕狀ヲ發セシムルコトヲ得「外務大臣ハ締約國ヨリ相當ノ順序ヲ經由シ書面又ハ電信ヲ以テ逃亡犯罪人ヲ逮捕スル爲メ既ニ逮捕狀ヲ發シタルコトノ通知ト其引渡ハ正式ニ依リ請ニスヘキ旨ノ保證トニ接シタル後ニ限り本條ノ請求ヲ爲スヘン〇第十條 假逮捕狀一聲リ逃亡

二十二條逃亡
ヘタル本人ノ携
引渡ノ節本人ト
司法大臣ハ外務
ニ引渡シタル者
ニ特別ノ約款ナ
ノ公寫チ添ヘ相
臣ニ於テ受領シ

犯罪人ヲ逮捕シタル場合ニ於テ二月ヲ過キサル相當ノ
期間内ニ其引渡ノ請求ナキトキハ之ヲ釋放スヘン但此
場合ニ於テ逮捕シタル者ニ釋放スルモ再ヒ之ヲ逮捕シ
及ビ引渡スコトヲ妨ケサルモノトス」逮捕狀ニ據リ逮
捕シタル者ノ引渡請求アリタルトキハ更ニ附錄第二號
書式ノ逮捕狀ヲ發シ假述捕狀ト交換スヘン〇第十一條
第九條ニ定メタル例外ノ場合ヲ除クノ外ハ引渡請求
ヲ爲シタル國トノ條約ニ定メタル相當ノ順序ヲ經由シ
左ノ書類ヲ添ヘ引渡ノ請求アリタル後ニアラサレハ何

○内務省令第一
氣象臺測候所條
明治二十年十二月
第一條 中央氣象台
及其次器械ヲ檢査

訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其所犯ニ付訴アリタル國ノ相當官吏ニ於テ發シクリト認メ得ヘキ逮捕狀ノ公寫及該逮捕狀ヲ發スルノ根據ト爲リタル口供書若クハ陳述書ノ公寫一二有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其宣告ヲ爲セタル裁判所ノ證印アル宣告書ノ寫○第十二條 外務大臣引渡請求書ニ接シ犯罪人引渡條約ノ條款ニ適合シタリト思量スルトキハ該請求書ニ其關係書類ヲ添之レチ司法大臣ニ送付スヘシ「司法大臣本筆ノ請求ニ接シ委當ノ事由アル請求ト思量ス

中ノ現象ナ調査
一等二等三等ト
日温地温湿度風速
測ハ各種ノ自記器
行フ者トス」
壓温度風雲ノ度
温度ハ攝氏ノ度
且所用器械ノ度

トキハ附錄第二號書式ニ依リ逮捕狀ヲ發スヘシ〇第十三條
上席檢事前條ニ掲クタル司法大臣ノ命令ニ接シタル
トキハ附錄第一號書式ニ依リ逮捕狀ヲ發スヘシ〇第十
四條 請求ニ係ル逃亡犯罪人ヲ逮捕若クハ假逮捕タ
ル件ハ其逮捕狀ヲ發シタル上席檢事又ハ之ヲ逮捕シケ
ル地ノ上席檢事ニ引渡スヘシ」上席檢事ハ逃亡犯罪人
逃捕ノ期未ヲ直ニ司法大臣ニ具申スヘシ」司法大臣上
席檢事ノ具申ニ接シタルトキ引渡請求書アレハ其寫及
附屬書類ヲ速ニ該檢事ニ送付スヘシ且被告人ノ罪状及

所へ必ス本條ノ文
時刻ハ標準時
一日延ハ京都時
臨時ノ二類トナ
等測候所、自記器
械ヲ備ヘ
八時九時十時合
十後二時六時九時
類及多少ニ依リ一
日半時計ノ上に示

ヘキノ命令ニ發スル件ハ此手續ヲ爲スニ及ハズ〇第十五條 告訴告發ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テ、上席檢事ハ速ニ之ヲ訊問シ其人達ナセコト及引渡請求書ニ附屬セル書類ノ確實公正ナルコトヲ認定スヘシ但上席檢事該書類ノミコトハ證據不充分ナリト認ムトキハ仍ホ被告人ノ犯罪ニ對スル證據ヲ取ルコトヲ得」有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席檢事ハ速ニ之ヲ訊問シ其人達ナキコト及其引渡ヲ請求シタル締約國ノ相當裁判所ニ於テ宣告ヲ爲シタルノ確實ナルコトヲ認定

電報ヲ受タル時及
前臨時ノ二類ト
中央氣象臺
定期報
毎日三四回
天氣報
毎月一回

（第一回）上席檢事初告人ノ詣問ヲ結了シテ
ルトキハ訊問書ニ其處分方ニ關スル意見書ヲ添へ之ヲ
司法大臣ニ具申スヘシ但上席檢事ハ之ト共ニ引渡請求
書寫及附屬書類ヲ返却スヘシ」司法大臣該檢事ノ具申
ニ接シタルトキハ關係第三號書式ニ依リ引渡狀ヲ發ス
ルカ又ハ逮捕シタル者ヲ釋放スヘシ○第十七條 逃亡
犯罪人ハ逮捕狀ニ據り逮捕セラレタル後二月以上留置
シタルコトナカルヘシ○第十八條 司法大臣ハ左ノ場

氣候
地
震
日
月
電
氣
年
一
回
氣
象
學
氣
象
學
氣
象
學